

# 平成23年度健全化判断比率及び資金不足比率

平成24年9月7日

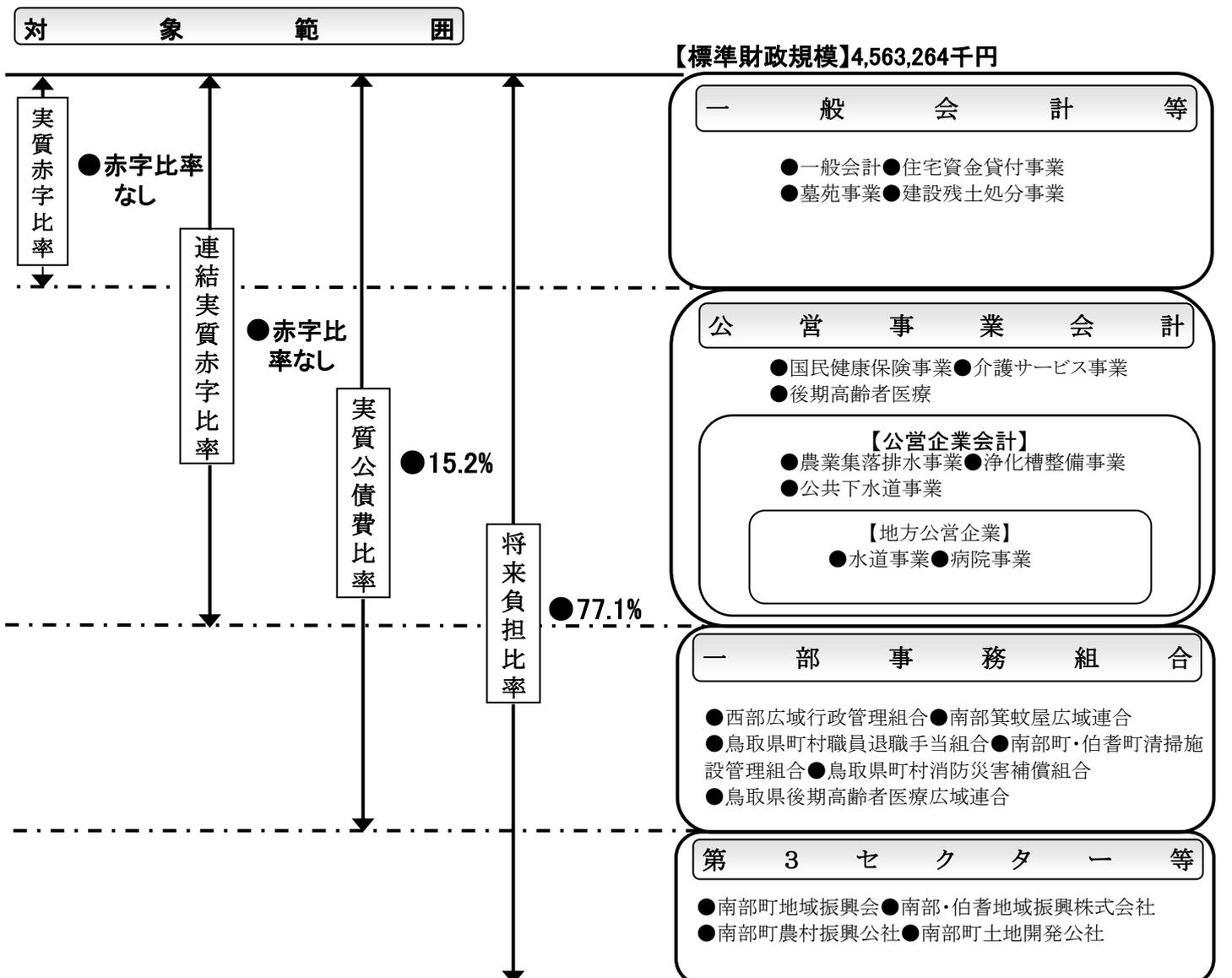
南部町総務課

## 1. 健全化判断比率について

平成23年度決算に基づき健全化判断比率を算定した結果、いずれの指標についても早期健全化基準を下回りました。

※実質赤字比率、連結実質赤字比率の( )内数値は黒字比率を表示

| 区 分      | 平成22年度         | 平成23年度         | 早期健全化基準 | 財政再生基準 | 説 明  |
|----------|----------------|----------------|---------|--------|--|
| 実質赤字比率   | —<br>(-4.31%)  | —<br>(-6.03%)  | 15.00%  | 20.00% | 一般会計等の実質赤字額の標準財政規模(その団体で標準的に収入される一般財源の規模)に対する比率                        |
| 連結実質赤字比率 | —<br>(-13.79%) | —<br>(-15.63%) | 20.00%  | 30.00% | 全会計を対象とした実質赤字額(公営企業会計は資金不足額)の標準財政規模に対する比率                              |
| 実質公債費比率  | 16.2%          | 15.2%          | 25.0%   | 35.0%  | 一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金(特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還財源に充てられたものなど)の標準財政規模に対する比率 |
| 将来負担比率   | 81.1%          | 77.1%          | 350.0%  |        | 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率                                       |



## 2. 資金不足比率について

平成23年度決算に基づき資金不足比率を算定した結果、平成22年度に引き続き、全ての会計が経営健全化基準(20.0%以上)を下回りました。

※資金不足比率… 各公営企業会計ごとの資金不足額の事業規模に対する比率。

| 会計名      | 資金不足比率 | 事業規模        |             | 資金剰余額     |           |
|----------|--------|-------------|-------------|-----------|-----------|
|          |        | 平成22年度      | 平成23年度      | 平成22年度    | 平成23年度    |
| 水道事業     | —      | 170,350千円   | 170,121千円   | 43,323千円  | 39,572千円  |
| 病院事業     | —      | 1,789,717千円 | 1,885,409千円 | 378,254千円 | 380,407千円 |
| 在宅生活支援事業 | —      | 24,811千円    | 24,128千円    | 13,248千円  | 13,280千円  |
| 農業集落排水事業 | —      | 69,401千円    | 69,513千円    | 742千円     | 707千円     |
| 浄化槽整備事業  | —      | 17,208千円    | 18,431千円    | 1,375千円   | 555千円     |
| 公共下水道事業  | —      | 97,865千円    | 73,596千円    | 135千円     | 720千円     |

事業規模:各公営企業会計の独自の収益。(例)水道事業=水道料金収入

(参考)

### ◆財政健全化法の概要について

平成19年6月に、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、地方公共団体は毎年度、健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告するとともに、住民に対し公表することが義務付けられました。

各地方公共団体は、健全化判断比率により「健全段階」「早期健全段階」「財政再生段階」の3つの段階に区分され、早期健全化段階や財政再生段階になった場合には、それぞれのスキームに従って財政健全化を図ることとなります。

なお、指標の公表は平成19年度決算から、財政健全化計画の策定の義務付け等は平成20年度決算から適用となっています。

### ◆早期健全化基準とは

健全化判断比率のいずれかひとつでも早期健全化基準以上の場合は「早期健全化段階」となり、財政健全化計画を定めなければなりません。

財政健全化計画は議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣への報告、全国的な状況の公表等の規定を設けます。また、毎年度その実施状況を議会に報告し公表します。

### ◆財政再生基準とは

健全化判断比率のいずれかひとつでも財政再生基準以上の場合は「財政再生段階」となり、財政健全化計画を定めなければなりません。

財政健全化計画は議会の議決を経て定め、速やかに公表します。また総務大臣に協議し、その同意を求めることができます。

財政再生計画を定めている地方公共団体(財政再生団体)は、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表します。

なお、財政再生計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債の起債ができません。